

精神科医療現場における不適切なケアについて検討し予防しよう！

○桐山啓一郎¹⁾、村岡 大志²⁾、小野 悟³⁾、高木みちる⁴⁾、石川かおり⁵⁾

1)名古屋市立大学、2)一宮研伸大学、3)岐阜協立大学、4)公益社団法人岐阜病院、5)岐阜県立看護大学

2024年の精神保健福祉法改正では虐待防止のための施策が複数盛り込まれた。それにより、精神科病院では虐待防止の研修が実施されている。さらに、病院以外でも研修会や検討会が実施されたり、様々な研究が始まるなどしている。それらの取り組みは、他国と比較して人権侵害を指摘されてきたわが国の精神科医療を改善させるために必要である。一方で、報道されているような明らかな虐待にばかり目が向き、虐待の手前にあると思われる倫理的か否かの判断が難しいようなケアには着目されていることは少ないのではないだろうか。

近年、介護現場や慢性期の看護現場などで着目されているのが不適切な（グレーゾーンの）ケアである。何をもって不適切とするかは判断が難しいが、虐待までとは言えず、それでも専門職者としてそのケアのあり方が妥当か否かの判断に迷うようなケアを指していると考えられる。日本介護福祉士協会（2023）の調査では、「言葉による身体的あるいは精神的な行動抑制」や、帰りたいという人に施設に言うなどの「声かけ、言葉遣いや態度」などが不適切なケアに該当することが明らかになっている。不適切なケアが生じる背景には、対象者・援助者間における上下関係や偏見、援助者の心理的・時間的余裕のなさ、集団同調性などが考えられ、それらは虐待の背景と共通する。

精神科医療現場でも患者さんに少しお待ちいただ

く場面や、看護職者側の認識を一方向的に押し付けるような場面を目にすることがある。もちろん看護職者側にも事情があり、それらの場面で患者さんへの配慮が全くないわけではない。しかし、知らず知らずのうちに患者さんに我慢を強い、結果、患者・看護職者間に上下のような関係ができてしまうことになりかねない。そういったケアが日常化し、惰性的に行われるようになると慣れが生じ、虐待に発展する可能性もあると考えられる。言い換えると不適切なケアに早期に気づき、予防することは虐待を防ぐことにもつながる。

本ワークショップでは、精神科医療現場においてどのような不適切なケアがあるのかを出し合い、その後、その背景や予防方法についてディスカッションする。一方向的に不適切なケアを非難するのではなく、そのケアが生じる背景を看護職者のおかれている状況を含めて分析し、看護職者個人レベル以外にも組織や集団レベルでも予防方法を明らかにしていく予定である。それらを通して、より善い看護実践を目指すことを目的とする。

日本介護福祉士協会. (2023). 虐待防止、不適切ケア・グレーゾーンについて（実態調査）の報告.https://www.jaccw.or.jp/supporter-2303_kekka.pdf. (2024/12/6閲覧) .